

タックスヘイブンについて

「パナマ文書」の流出が世界を揺るがすニュースとして取り上げられています。パナマ文書とは、パナマの法律事務所によって作成された、個人や法人の取引に関する非公開の資料群です。なお、パナマ文書といったタイトルの冊子があるわけではありません。電子メールやPDFファイル、各種のデータファイルなど、流出した膨大な資料群を総じてパナマ文書と呼んでいます。資料が膨大なことと、個々の資料がバラバラで独立した存在であることから、パナマ文書の全容解明には、まだ時間を要する見通しです。流出が騒がれだしてから具体的な内容が伝えられるまで間が空いたのは、文書の分析に時間が掛かっているからです。

パナマ文書の流出が世界を揺るがしている理由は、非公開の資料であることと、内容の多くがタックスヘイブンにおける取引に関するものだからです。

さて、タックスヘイブンとは何でしょうか。タックスヘイブンの何が問題なのでしょうか。今回のCBCA NEWSで取り上げてみます。

一般に、タックスヘイブンとは、法人税など所得に対する課税が著しく少ない、もしくは無税の国や地域のことを指します。英語でTax（税）とHaven（避難所）からなる言葉で、租税回避地などと訳されます。タックスヘイブンの代表的な国・地域としては、中南米では、パナマのほかケイマン、バミューダ、ヴァージンなど、欧州では、モナコやサンマリノ、ジャージー、マンなどです。シンガポールやドバイなども、広義のタックスヘイブンとしてカウントされます。

タックスヘイブンの多くは島国や小国で、観光以外にこれといった産業を有しない国・地域がほとんどです。そのため、タックスヘイブン税制を敷き、法人税を優遇することで外国企業を誘致しようとする狙いがあります。

ご存じのように、税制というのは国・地域ごとに異なり、税率もまちまちです。一方、関税以外の税制に関して他国が口を挟むことは内政干渉にあたり、タブーとされています。つまり、どのような税制を敷くかは、その国・地域の自由なのです。タックスヘイブンは、自由裁量のもと、極端な税制を敷いた国・地域と言えます。

さて、国・地域ごとに税制が異なるということは、個人や法人の経済活動に、どのような影響をもたらすのでしょうか。

欧州や米国では、週末になると隣の国や州に遠出してまとめ買いをする人が少なくないそうです。多少のガソリン代を使っても、消費税率の低い隣の国や州で買い物したほうが得だからです。日本の消費税率は全国一律なので、州ごとに税率の異なる米国のようなことはありませんが、もし東京都より神奈川県消費税率が低かったら、都と県をつなぐ第1京浜や第2京浜といった幹線道路は、週末ごとに大渋滞を引き起こすかもしれません。

このように、税制の違いは、税制上有利な場所で経済活動をするインセンティブを高めます。

タックスヘイブンは、このインセンティブをより高めることとなります。

例えば、法人税の場合、原則として本店を構える場所により、税制が適用される国・地域が決まります。東京に本店を構えれば、日本の税制が適用されます。シンガポールに本店を構えれば、シンガポールの税制が適用されます。

近年、外国の金融機関がアジアの中核オフィスを東京からシンガポールに移すケースが増えています。アジアでのビジネスエリアが、東京中心から中国をはじめアジア広域に広がったことが背景としてありますが、日本とシンガポールの法人税率の違いが、オフィス移転を促している面は否定できないようです。ただし、ここでのシンガポールへのオフィス移転は、法律的にも道義的にも何ら問題ありません。なぜなら、社員は実際にシンガポールオフィスに勤務しているからです。

タックスヘイブンで問題視されているのは、実態がないのに名目上タックスヘイブんに籍を置いている企業の存在です。いわゆるペーパーカンパニーです。ペーパーカンパニーの設立そのものは違法行為ではありません。しかし、税逃れの目的で、勤務実態のないペーパーカンパニーに所得を移転することを許せば、国家財政が成り立たなくなる恐れがあります。

例えば、ある日本企業が、登記上の本店をパナマのペーパーカンパニーに移したとします。そして、実態は東京で得た利益をパナマで稼いだように偽ったとします。税務当局は、パナマ本店の実態を把握できなければ、この企業の不正申告を見破ることが出来ません。

ここで、パナマ文書の流出が意味をなします。パナマ文書により、この企業のパナマ本店の実態が明るみになれば、不正はたちどころに暴かれるでしょう。これが、パナマ文書の流出が世界を揺るがしている理由です。

さて、うさんくささばかり感じられるタックスヘイブンですが、投資信託の世界では極めてメジャーな存在です。グローバルな投資を行うファンドでは、投資対象国によってはファンドが受け取る配当収益に源泉課税されることがあり、ファンドの利益がその分減少してしまいます。それを防ぐため、タックスヘイブン籍のファンドを設定し、そこから投資すると、ファンドが受け取る配当収益には源泉課税されずに全額受け取ることが出来ます。毎月分配型ファンドなどで多用されている方法ですので、お手元の目論見書を一度ご覧ください。「ケンマン籍ファンドに投資します」などと書かれているものがそれに該当します。

なお、この場合も、受益者がファンドから受け取る収益分配金や売却益に対してはきちんと課税されます。決して違法なファンドではありませんので、ご安心ください。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先